

平成27年度 PPP/PFI に関する支援に係る募集要項

平成27年3月17日

内閣府民間資金等活用事業推進室

財政状況が厳しさを増す中、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務です。平成25年6月6日に民間資金等活用事業推進会議決定された「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)において、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業についてはPPP/PFI事業を積極的に活用することを基本とし、公共施設等運営権制度の活用を推進するとともに、収益施設の併設・活用等により、税財源以外の収入等で費用を回収する方式の活用・拡大を図ることとされました。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)(平成26年6月24日閣議決定)では、地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能を強化・充実を図ることが示されたところです。

このため、内閣府では、以下の要領でPPP/PFIの推進に資する具体的な案件や取組を募集し、支援を行い、その成果を先進事例として他の地方公共団体等の参考となるよういたします。

なお、今回の募集は、平成27年度予算成立後、速やかに調査・検討を開始できるように予算成立前に手続を行うものです。したがって、平成27年度予算の国会における成立を前提に、その国会審議の状況によっては、今後、支援の内容等を変更することがあり得ることを、あらかじめ御了承ください。

1 案件形成支援

1-1 募集する案件

アクションプランの推進に資する個別のPPP/PFI事業について、御応募いただいた地方公共団体等と連携を取りつつ、実施に向けた調査検討に対する支援を行うものです。支援の対象とする案件は、以下の4類型に該当する具体的なものとします。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業

- ・公共施設等運営事業を行うもの

〔※) 公共施設等運営権制度：施設利用者からの利用料金により運営を行う公共施設等において、公共主体が所有権を有したまま、その施設の運営を行う権利を事業主体に設定する制度です。〕

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等

- ・収益施設の併設や、既存の収益施設の活用など、事業収入等により費用を回収する事業

- ・副産物の活用等付加価値を創出し施設のバリューアップを図る事業
- (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業
- ・公的不動産の利活用について、民間からの自由な提案を募ることで、財政負担を最小に抑え、公共目的を最大限達成することを目指した事業
 - ・その他、既存施設や公的不動産の生産性を高めるような事業
(PFI の活用に加え、PPP の活用についても支援の対象とします。)
- (4) その他の事業
- ・アクションプランの推進に資する事業で、特に有効と認められる事業
 - ・PFI 法による事業の契約期間の終了を控え、持続可能性の観点から次期契約のあり方について検討を実施する事業

1-2 応募主体

- ・地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人）

2 地域プラットフォーム形成支援

2-1 募集する取組

地域における官民連携のネットワークづくりやノウハウ共有を図るための基盤づくり等に関する取組への支援を行うものです。

2-2 応募主体

- ・地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人）
- ・地方公共団体等を構成員として含む団体（構成員となっている地方公共団体等を通じて応募ください。）

（備考）地方公共団体等を構成員として含む団体の場合は、法人格を有している必要はありませんが、規約、構成員一覧、団体の活動内容が分かる参考資料を応募様式に添付して御提出ください。

3 募集期間

平成 27 年 3 月 17 日（火）～ 平成 27 年 4 月 24 日（金）18:00（必着）

4 提出方法

別添の応募様式に簡潔・明瞭に記入の上、添付する参考資料を含め郵送又は電子メールにて御提出ください。

なお、応募様式を電子媒体で必要な場合は、下記にお問い合わせいただければ、電子メールにて送付いたします。

（提出先及び問合せ先）

〒100-8918 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 14 階

5 提出後の手続等

(1) 支援対象の選定

提出いただいた応募様式等を基に、有識者の意見を聴取した上で、内閣府において具体性、先進性等を総合的に勘案し支援対象案件を選定します。(なお、御応募いただいた案件又は取組の評価を行うものではありません。)

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、ヒアリング等をお願いする場合があります。結果は応募主体に通知します。

(2) 支援の実施

内閣府は、応募主体と連携を取りつつ、支援対象の支援を行います。

6 その他留意事項

(1) 内閣府は、支援実施のための業務をコンサルタント等に委託します。

(2) 1つの応募主体から複数の御応募をいただいても構いません。ただし、複数応募する場合、案件又は取組ごとに応募様式を御提出ください。

(3) 提出いただいた応募様式等については、返却しませんので御留意ください。

(4) 支援実施後の成果については、他の地方公共団体等における参考とするための活用を想定していることから、御応募いただいたこと及び調査結果について公表されることを前提に応募してください。

(5) PPP/PFI 事業として実際に実施する場合には、別途、所要の手続、関係機関との調整等を応募主体等により自ら行っていただく必要があります。

(6) 支援の終了後も引き続き、当該案件又は取組の進捗状況についての報告を求める等、PPP/PFI 推進に関して御協力いただく場合もありますので、あらかじめお含みおきください。

(7) 不明点がある場合には、4 提出方法の問合せ先にお問い合わせください。